

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(地域企業育成型))を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和 8年 8月31日

修正公告 令和8年9月11日

宮崎県中部農林振興局長 大田 直

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和7年度 ため池等整備事業(土砂崩壊) 木森地区 3工区
- (2) 工 事 場 所 東諸県郡国富町大字森永
- (3) 工 期 本契約成立の日から令和9年3月24日まで
- (4) 工 事 概 要 切土 $V=3,225\text{m}^3$ 、法面保護工 $A=718\text{m}^2$
- (5) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (6) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (8) 施工体制評価型総合評価落札方式の型式 地域企業育成型

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	土木一式工事	等級区分	A級
事業所の所在地に関する事項	宮崎土木事務所又は高岡土木事務所管内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有していること。		
受注状況等に関する事項	宮崎県が施工体制評価型総合評価落札方式(地域企業育成型)により発注した他の工事(建築一式工事を除く)において、次のア又はイに該当する者でないこと。 ア 請負契約者(公告日前日までに引渡を完了している工事は除く。) イ 落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村発注工事であること。 イ 土木一式工事であること。 なお、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有していれば足りる。		

会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者(経常JVは各構成員を含む。)にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。
配置技術者に関する事項	1 次の事項をすべて満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者(注1)として専任で配置することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 - 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注2) - 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 エ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 - 監理技術者 - 主任技術者 - 落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者 2 経常JVで申請する場合にあっては、上記技術者のほか、上記技術者を配置する構成員以外の構成員が次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができる。ただし、密接な関係のある同一又は近接した場所において主任技術者を兼務する場合又は請負代金の額が4,500万円未満となる場合は、専任を要しない。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 ウ 宮崎県が総合評価落札方式により発注した他の工事において、次のいずれにも該当しない者であること。 - 監理技術者 - 主任技術者 - 落札者又は落札候補者(落札者とならなかった場合は除く。)となっている工事の配置予定技術者
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 株式会社 測進開発 受託者の本店の所在地 宮崎市大字跡江660 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の事項	条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<地域企業育成型>)公告共通事項書2に示す事項

注1 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注2 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。
(宮崎県公共事業情報サービス:https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 宮崎県中部農林振興局(宮崎市橘通東1丁目9番10号)

閲 覧 期 間 : 令和 8年 8月31日から令和 8年 9月18日まで

(ただし、当事務所の閉所日・閉所時間を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和 8年 8月31日から 令和 8年 9月18日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 宮崎県中部農林振興局で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和 8年 8月31日から 令和 8年 9月 3日17:00まで (令和 8年 9月15日17:00まで)	技術申請書に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 宮崎県中部農林振興局へ宮崎県電子申請システムで行うこと 技術申請書に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、 (設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午 までに)回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話に て確認をしてください。 (宮崎県中部農林振興局 入札書質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatu-chunorin0806
回答の閲覧	令和 8年 8月31日から 令和 8年 9月18日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の 受付期間	令和 8年 8月31日から 令和 8年 9月 8日まで	本店の所在地を管理する西臼杵支庁又は各土木事務所に郵送 (郵便書留など配達記録確認ができるものに限る)又は持参す ること。(※3) 郵送の場合は、申請受付締切日までの消印があるものに限る。 ただし、令和8年度の地域企業育成型についての技術申請書の提 出を行っている者の提出は不要。
入札書 受付期間	令和 8年 9月17日7:00から 令和 8年 9月18日9:50まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の 添付のない入札は無効となります。
開札日時	令和 8年 9月18日10:00	宮崎県中部農林振興局(入札室)
低入札調査資 料の提出期限	令和 8年 9月25日17:00まで	宮崎県中部農林振興局に持参すること。
入札結果 の公表(※4)	令和 8年 9月30日から 令和10年 3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス

(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条
に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わな
い場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(※4) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載して
いるので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<地域企業育成型>)公告共通事項書7により技術申請書を提出すること。

ただし、令和8年度の地域企業育成型についての技術申請書の提出を行っている者の提出は不要。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、施工体制評価型総合評価落札方式評価基準(地域企業育成型)を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は10点とする。

6 低入札価格調査

(1) 調査基準価格及び失格基準価格

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め)(以下「要領」という。)による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で入札している場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定する。

また、調査対象者と本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じる。(詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。)

(2) 低入札価格調査における失格判断基準

要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点(土木一式工事)」は「84.9点」とする。

7 その他の事項

(1) 条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<地域企業育成型>)公告共通事項書に示すとおりとする。

(2) なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式<地域企業育成型>)公告共通事項書2を参照のこと。)

(3) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(4) 本工事は、不調・不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。

(5) 本工事は、総合評価落札方式入札における、受注状況算定の特例措置の対象工事であり、本工事の受注額は、「受注状況」算定の「過去1年間の受注額」には含まれない。

(別紙)

低入札価格調査制度適用工事に関する事項

本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事であり、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、以下のとおり取り扱うものとする。

- 1 低入札価格調査を必要とする基準として調査基準価格を設定している。(要領第2条)
- 2 調査基準価格を下回る価格の場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として失格基準価格を設定している。(要領第3条)
- 3 開札の結果、失格基準価格により失格となる者を除いて、評価値が最も高い者(以下「最高評価値者」という。)が調査基準価格を下回る価格で入札(以下「低価格入札」という。)している場合は、落札決定を保留する。(要領第5条)
- 4 低価格入札を行った者(以下「調査対象者」という。)は、低入札価格調査に協力すること。(要領第7条)
- 5 調査対象者は、最高評価値者であっても落札者等とならない場合がある。(要領第7条)
- 6 調査対象者と契約する場合、以下の措置を講じる。(要領第13条)
 - (1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者^注を1名現場(工場製作の過程を含む工事は、工場製作期間を含む。)に専任で追加配置(以下「追加配置技術者」という。)することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。
 - (2) 工事現場における施工体制点検の点検要領(平成13年4月13日技術企画課定め)による重点調査の対象とする。
 - (3) 土木工事施工管理の統一事項(平成22年7月県土整備部定め)による重点監督の対象とする。
 - (4) 低入札価格調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく低入札価格調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに発注機関に報告しなければならない。
- 7 調査対象者と契約する場合、工事完成後の確認調査を実施する。(要領第14条)

注) ここでいう技術者とは、入札公告で定める配置予定技術者に関する事項を満たす者を示す。

○評価項目ごとの評価基準及び配点

※2 対象期間の「前年度」とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。

※3 対象期間の「過去3年間」とは、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。

※4 対象期間の「過去5年間」とは、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。

※5 (エ)及び(オ)の実績とは、対象期間に完成し、引渡しが完了した工事の実績をいう。

※6 道路パトロール等の実績には、地域総合メンテナンス業務(過去5年間※4)を含む。

(1)加算点の算出 加算点 = 10点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 100 (得点 (満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点 (100点) + 加算点) / 入札額
= (基礎点 (90点) + 施工体制評価点 (10点) ※ + 加算点) / 入札額
※施工体制評価点 (10点) については、調査基準価格以上の入札者に加算する。